

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第2部門第6区分
【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2004-532777(P2004-532777A)
【公表日】平成16年10月28日(2004.10.28)
【年通号数】公開・登録公報2004-042
【出願番号】特願2003-510349(P2003-510349)
【国際特許分類第7版】
B 6 5 D 39/04
【F I】
B 6 5 D 39/04 B

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月6日(2005.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

容器の開口部に挿入するための少なくとも1つの端部を有する圧縮性の本体と、前記圧縮性本体の端部に設けられ前記圧縮性本体と容器内容物との間に保護層を形成するためのフィルムと、を備えた容器栓において、

前記圧縮性本体の端部の少なくとも1つの領域は少なくとも1つの特性を有しており、それにより、容器の開口部へ挿入するために前記本体を圧縮する際、前記領域は、前記フィルムにより形成される保護層に実質的に悪影響を及ぼすことなく、圧縮するようになっていることを特徴とする容器栓。

【請求項2】

前記圧縮性本体は或る断面積を有し、前記特性は、前記領域の少なくとも一部には前記圧縮性本体の端部に向かってテーパが付けられ、前記端部の断面積が前記本体の断面積より小さくなっていることである、請求項1に記載の容器栓。

【請求項3】

少なくとも1つの平坦な端面を有する本体から構成される栓であって、前記端面には隔膜フィルムが接着されている、栓。

【請求項4】

前記端面の縁部には面取り、即ち斜角が施されており、前記端面及び縁部には隔膜フィルムが接着されている、請求項3に記載の栓。

【請求項5】

前記隔膜フィルムが、熱活性型接着剤によって前記端面に接着されている、請求項3又は4に記載の栓。

【請求項6】

前記面取りされた端面の直径の、前記栓本体の直径に対する比は、1未満、望ましくは0.8未満である、請求項3に記載の栓。

【請求項7】

前記栓がボトル用のコルクである、上記請求項3～6の何れかに記載の栓。

【請求項8】

前記隔膜フィルムは、エチレンビニルアルコールコポリマー類、ポリ塩化ビニリデン、及び金属箔から選択される、上記請求項3又は4に記載の栓。

【請求項 9】

上記請求項 1 から 7 の何れかに記載の栓を形成する方法において、
少なくとも 1 つの端面を有する栓が、前記端面の縁部に面取り部を形成するために処理され、隔膜層と接着層とから成る積層材を前記端面及び縁部に対して加熱して押圧し、前記隔膜層を前記端面及び縁部に接着する、方法。

【請求項 10】

上記請求項 1 から 7 の何れかに記載の栓を形成する方法において、
少なくとも 1 つの端面を有する栓を接着剤でコーティングし、隔膜層を前記端面に貼り付け、前記端面の縁部は面取りされている、方法。

【請求項 11】

容器詰め製品において、
a) 開口部を有する容器と、
b) 前記容器内に入れられる製品と、
c) 前記開口部に挿入される、少なくとも 1 つの平坦な端面を有する本体から構成される容器栓と、を備え、
隔膜フィルムが前記端面に接着されている、容器詰め製品。

【請求項 12】

前記栓は上記請求項 1 から 8 の何れかで定義された栓であることを特徴とする請求項 11 に記載の容器詰め製品。